〔書言字考節用集七器財〕髻（モトユヒ）切匀、以レ組レ束レ髪者、

〔雍州府志七土産〕髪捻（カウヒネリ）

今本結（モトユヒ）、元謂髪捻、中華所謂髻也、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事

御加美結紫糸八條長條別三尺

〔歴世女裝考四〕元結文七元結の名義はれもとゆひ

元結は髪ゆふに必用の物なれば、上古にもありつらんが、淺學には見あたらず、萬葉集に、元結をよみいれたる歌あまたあれど、糸なるも紙縷なるもあるべし、和名抄容飾具部に、髻、和名毛度由比、以レ組束レ髪とあれば、糸なるが元結の本義なり、されども女の元結はむかしも飾と實用との二ッあり、今も長かもじの繪元結は飾、常に用ふる文七元結は實用なり、飾なるは人の目につき、實用なるは人の目につかず、されば中昔の物語のるゐに元ゆひとあるは、みな飾の元結なれば、今の文七元結の考證にはなしがたし、〇下略

〔獨語〕寛永の比までは、婦女細き麻繩にて髪を束ねて、其上を黑き絹にて卷きしに、そのゝち麻繩をやめて紙にてゆふ、越前國より粉紙にて元結紙といふ物を造り出し、海内の婦女みなこれを用ふ、それよりきぬにてまくこともやみぬと、吾父まさしく是を見てかたり聞かせたり、

〔雨窓閑話〕古代質素幷小倉色紙の事

寛永の頃迄は、今の元結といふものなくて紙を細くたち、こよりにして髪をゆふ、其節までは、老人は紙を引きさきて、其儘に玄ごきて是にて髻を括り、其紙の先をもきらずとぞ、故に今古き繪草紙を見るに、其の如き髪つきのもの多し、古風なる事なり、若きものは、だてにとて、其玄ごきたる紙をわけめへはさみて置きなどしける、故に今も朝比奈などの畫は、其遺風を移すと覺ゆる

髻沿革